

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	成年後見制度等利用支援事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	介護高齢課			5	5	2	1	50	9	799
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり				包含する細々目							
施策	35 高齢者福祉の推進											
実施区分	継続	会計	介護保険	環境調整会議	不要	関連計画 条列等		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画				
		事業期間	18	年度～	年度							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	意志能力が低く支援の必要性のある高齢者	成年後見制度の利用相談実人員	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	40
			40	40		
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	成年後見制度の申し立てが必要な高齢者を制度利用に結びつけ、安心して暮らせるようにする。	制度利用に結びつけた件数 / 利用が必要である件数	18目標	5	最終目標	10
			18実績	0	19目標	5
		23目標	10	23実績		
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		
		23目標		23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	地域包括支援センター設置に伴い、高齢者の権利擁護事業が本格的に始動する。老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、補佐開始または補助開始の審判等の請求に係る申し立て費用等・後見人等の報酬を市が負担する。(求償権有り)	18年度から運営が開始される地域包括支援センターとの連携の下、成年後見制度の利用が必要な高齢者で、親族等による申し立てができない者等の援助を行う。要綱の設置。 予算としては、制度利用者4名、内2名は自費にて対応可能。2名については申し立て費用(8千円×2)、鑑定料(100千円×2)、後見人の報酬(292千円×2)が発生するとして算定した。	後見・補助・補佐相談件数 申し立て件数	0
	18年度の実績			
	19年度計画	地域包括支援センターとの連携による相談及び実施体制の確立を行う。	後見・補助・補佐相談件数 申し立て件数	2

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	3	323
	県支出金	1	161
	起債		
	その他		
	一般財源	5	315
事業費計(A)	9	799	
人件費	正規職員所要時間	18年度 200	19年度 200
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	715	715
	トータルコストA+B	724	1,514

特定財源内訳や補足事項	地域支援事業交付金の任意事業 国40.5% 県20.25% 市20.25% 1号保険者19%
-------------	---

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心していきいき暮らせる	安心して暮らせている高齢者の割合	現状値	59.6	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	60
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p>この事業を開始したきっかけ</p> <p>法定後見の市申し立ては発生した場合、補正等にて対応することとなっていたが、18年度から地域包括支援センターの設置に伴い、高齢者の権利擁護・法定後見がセンターの必須事業として取り組まれた。</p>	<p>事業を取り巻く状況の変化</p> <p>18年改正の介護保険法で新たに設置される地域包括支援センターの業務として、意志能力が低く支援の必要性がある者に対して権利擁護・法定後見制度利用に結びつける事業が動き出している。それに伴って市町村申し立ての必要性が生じている。</p>	<p>事業に対する市民や議会の意見</p> <p>積極的に取り組んでほしいという要望が、市議会議員等よりある。</p>
--	--	--

【See】18年度の振り返り

目的妥当性評価	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) 結びつく (その理由)</p> <p>法定後見の制度は意志能力の低下した人の権利を擁護する制度であり、意図に結びつく</p>	有効性評価	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) 余地がある (その理由)</p> <p>成年後見制度についてのいっそうの周知</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) 影響あり (その理由)</p> <p>老人福祉法32条に基づく市町村申し立ての実施ができない。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>目的は明確であり、施策に結びつくので見直しの必要性がない。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？</p>	<p>(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) 必要ある (その理由)</p> <p>老人福祉法32条に基づく市町村が実施する事業である。</p>		<p>効率性評価</p> <p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) 不可能 (その理由)</p> <p>相談窓口は市町村に必置であり、相談業務量は派生する。</p>
			公平性評価	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) 妥当である (受益者とその理由)</p> <p>負担能力のある者については市は求償権を行使する。また、報酬等については家庭裁判所が決定する。</p>

【Plan】改革改善

<p>今後の事業の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 → 具体化</p>	<p>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p> <p>今後、増加が見込まれる認知症等の判断能力が欠如した高齢者の尊厳を守ることは重要なことであり、地域包括支援センターとの連携の中で必要に応じた対応が即座にできる体制を19年度中に構築する。</p>
<p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p>	<p>成年後見担当職員の専門性を高めていくため、研修会等に参加していく。</p>

【補足事項環境側面】

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>必要性がない</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>		

【指摘事項】

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	